

住んでみたい。ずっと住みたい。

# 津幡町定住促進支援制度



## 結婚祝品制度

町内に定住を決めた「新婚夫婦」に祝品を交付。



**条件** 以下の条件をすべて満たすこと

- ①3年以上定住する意思があること
- ②夫婦のいずれかが40歳以下であること
- ③婚姻届出日から3か月以内に住民登録すること
- ④夫婦ともに町税等の滞納がないこと

**祝品** 3万円分の商品券（ドレミファお買物券）

※夫婦のいずれかが結婚祝金、または結婚祝品の交付を受けたことがある場合は対象外。

※年齢の基準日は、婚姻届出日とする。

**申請** 婚姻日から3か月以内

**適用** 令和8年12月31日以前の婚姻届出分まで

※申請は「津幡町電子申請サービス」から

[https://s-kantan.jp/town-tsubata-ishikawa-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=256](https://s-kantan.jp/town-tsubata-ishikawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=256)



## 農村定住奨励金制度



町内農村地域において、住宅を新築・購入した方に奨励金を交付。

### 対象地域

|        |         |
|--------|---------|
| 中条地区   | 浅谷      |
| 英田地区   | 種谷地区の集落 |
| 笠谷地区   | 全集落     |
| 河合谷地区  | 全集落     |
| 俱利伽羅地区 | 全集落     |

**条件** 以下の条件をすべて満たすこと

- ①3年以上定住する意思があること
- ②住宅を新築・購入し、6か月以内に居住すること
- ③夫婦または親子世帯以上で、40歳以下の世帯員がいること
- ④住宅取得費用が200万円以上であること

**奨励金** 20万円（世帯員全員が新規転入者の場合、40万円）

**加算額** 世帯内に16歳未満の子や孫がいる場合…1人につき5万円

**適用** 令和8年12月31日までに居住を開始した方

## 住宅取得等奨励金制度



町内に戸建住宅を新築・購入・増改築・改修した場合、その借入金等の年末残高に応じて奨励金を交付。

### 交付要件

- ①5年以上居住する意思があること
- ②戸建住宅を新築・購入・増改築・改修した場合で、所得税の住宅借入金等特別控除の適用対象者
- ③世帯員全員に町税等の滞納がないこと

### 奨励金額

【基本額】 新築・購入・増改築・改修に係る住宅借入金等の年末残高（土地を含む）の4%相当額

（※上限60万円、新規転入者の場合は上限80万円）

【加算額】 ①同時に新規転入した申請者以外の世帯員の数×5万円（※新規転入者限定、上限15万円）

②津幡町内の建築業者による新築…10万円

※購入の場合は②の適用なし、増改築・改修の場合は

①②とも適用なし

基本額と加算額を合算した金額が奨励金交付額となります。なお、奨励金のうち20万円までは津幡町商工会が発行する共通商品券での交付となります。

**適用** 令和8年12月31日までに対象住宅で居住を開始した方

長期固定金利住宅ローン[フラット35]利用で、一定の条件を満たす場合、金利優遇措置があります。

### 【用語の定義】

「新規転入者」…転入前日から起算して前3年以上継続して町外に住所を有しており、かつ、転入日から対象住宅での居住開始が1年以内の方

「居住開始日」…対象住宅の所有権保存もしくは移転登記日、または取得した住宅に住民票を移した日のいずれか遅い日以降（増改築の場合は引渡日以降）

各制度の適用には、上記以外にも要件があります。詳しくは、町ホームページをご確認いただくか、企画課までお問い合わせください。

津幡町 定住促進



問合先：総務部企画課 ☎ 076-288-2158

✉ kikaku@town.tsubata.lg.jp